

## 新成人の皆さまへ

民法の改正により新たに成人となる皆さまに心からのお祝いを申し上げます。  
2022年4月1日施行の民法の改正により新成人となる日が下記のとおりとなります。

生年月日	新成人となる日	成年年齢
2002年4月2日から2003年4月1日生まれ	2022年4月1日	19歳
2003年4月2日から2004年4月1日生まれ	2022年4月1日	18歳
2004年4月2日以降生まれ	18歳の誕生日	18歳

HP「政府広報オンライン」より

※成人式については「はたちの集い」へ名称を変更し、引き続き二十歳の方を対象に行っていきます。

また、成年年齢の引下げにより、変わるもの・変わらないものは下記のとおりですので、ご確認下さい。

### 成年年齢の引下げで変わるもの・変わらないもの

18歳（成年）になったらできること	20歳にならないとできないこと （これまでと変わらないこと）
<ul style="list-style-type: none"><li>◆親の同意がなくても契約できる<ul style="list-style-type: none"><li>・携帯電話の契約</li><li>・ローンを組む</li><li>・クレジットカードをつくる</li><li>・一人暮らしの部屋を借りる など</li></ul></li><li>◆10年有効のパスポートを取得する</li><li>◆公認会計士や司法書士、医師免許、薬剤師免許などの国家資格を取る</li><li>◆結婚 女性の結婚可能年齢が16歳から18歳に引き上げられ、男女とも18歳に。</li><li>◆性同一性障害の人が性別の取扱いの変更審判を受けられる</li></ul> <p>※普通自動車免許の取得は従来と同様、 「18歳以上」で取得可能</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>◆飲酒をする</li><li>◆喫煙をする</li><li>◆競馬、競輪、オートレース、競艇の投票券（馬券など）を買う</li><li>◆養子を迎える</li><li>◆大型・中型自動車運転免許の取得</li></ul>



知立市 LINE 公式アカウント

HP「政府広報オンライン」より

知立市生涯学習スポーツ課

0566-83-1165